

社会福祉法人 横浜市リハビリテーション事業団
聴覚障害支援員 採用試験案内 <常勤・正規>
 令和3年度採用予定

1 試験区分、募集人員及び職務概要

障害者スポーツ文化センター横浜ラポールにおいて、次に掲げる業務に従事します。

試験区分(職種)	募集人員	職務の概要
聴覚障害支援員	若干名	聴覚障害者の相談、手話・筆記通訳者の派遣、ビデオライブラリー等の事業を行う聴覚障害者情報提供施設の運営に関する業務に従事します。

2 受験資格

資格・免許等	年齢等
大学卒業程度の学力を有し、聴覚障害者に対する相談、手話通訳者派遣業務等に必要な手話によるコミュニケーションが可能な人。 なお、聴者については、手話通訳士資格を有する人もしくは手話通訳者全国统一試験合格者のいずれかに該当する人。	昭和36年4月2日以降に出生した人

※受験にあたって、障害の有無は問いません。

3 試験スケジュール

日時	場所	合格発表
応募の都度、随時、選考を行います。	横浜市総合リハビリテーションセンター (横浜市港北区鳥山町1770番地)	○発表日は、その都度ご案内します。 ○受験者には文書で通知します。

<注意>

- ① 試験当日は、後日発送される受験票、鉛筆・シャープペンシル(HB、0.5mm 芯)、黒のボールペン、プラスチック消しゴムを持参してください。
 ※郵送の都合で、受験票の送付が試験日に間に合わない場合には、個別にお知らせします。
- ② 電話等での可否のお問合せは、一切お受けできません。
- ③ 応募状況や選考の進行状況により、申込を終了する場合があります。

4 採用時期

原則として、令和3年4月1日(合格者と別途調整いたします。)

5 試験内容

試験	内 容
第一次試験	書類選考(小論文)・・・小論文のテーマ等は、3ページをご参照ください。 ※書類選考につき、来所は不要です。
第二次試験	個別面接(30分程度)及び専門筆記試験(60分)

<注意> 試験内容についてのお問合せは、一切お受けできません。

6 勤務条件等

(1) 給与

当事業団職員給与規程に基づき支給します。採用までに規程の改正が行われた場合には、その定めるところによります。

現行の4年制大学卒の初任給は202,100円です。この他、規程に該当する範囲で、通勤手当、扶養手当、住居手当、期末・勤勉手当等が支給されます。また、採用前に今回募集する業務に関連した職歴がある場合は、一定の基準により加算されます。

(2) 勤務時間・休日

原則として勤務時間は、午前8時45分から午後5時15分までのA勤、午後0時45分から午後9時15分までのB勤の2パターン(いずれも7時間45分勤務/休憩時間は45分)です。

休日は4週8休のシフトスタイルで、土曜・日曜、祝日が勤務(当番出勤)となる場合があります。

(3) 休暇・休業制度

年次休暇は年間20日(翌年度への繰越可・最大40日)、その他に夏季休暇(5日間)、病気休暇(最大90日)、年末年始休暇、服忌休暇、育児休業(最大で子が3歳に達するまで)などがあります。
※年度の途中での採用となった場合、初年度の休暇付与日数は採用日によって変動します。

(4) 勤務地

障害者スポーツ文化センター横浜ラポール(横浜市港北区鳥山町1752番地)

(5) 定年退職

常勤職員の定年は60歳で、その後、最大65歳までの再雇用制度があります。

7 その他

- (1) 職務に必要な資格・免許等が採用日までに取得できなかった(取り消された)場合、受験資格がないこと又は申込書記載事項が正しくないことが明らかになった場合及び採用前に実施する雇入時健康診断において業務に従事できない重大な異常があると診断されるなど、心身の故障により職務に堪えないと認められた場合には、合格を取り消すことがあります。
- (2) 採用前に実施する雇入時健康診断において業務に従事できない重大な異常があると診断されるなど、心身の故障により職務に堪えないと認められた場合には、合格を取り消すことがあります。
- (3) 試用期間は採用日から6か月間とし、必要な場合には、さらに6か月間延長することがあります。試用期間中又は試用期間満了の際に、引き続き勤務させることが不相当と認められた場合には、採用を取り消すことがあります。
- (4) 採用試験において提出された書類は、一切返却いたしません。また、書類に記載された個人情報、採用試験の実施に関する事務以外では一切使用しません。なお、採用された場合には、当事業団職員としての人事情報として使用します。

〔受験手続〕

1 採用試験案内(募集要項)及び申込書類

- (1) 当事業団ホームページで採用試験案内を掲載しています。また、申込書等のダウンロードができます。【ホームページアドレス <http://www.yokohama-rf.jp/>】
- (2) 郵送により送付を希望(請求)される場合は、封筒の表に「採用試験案内請求」と朱書きし、94円切手を貼った宛て先明記の「返信用封筒」を同封のうえ、下記担当まで請求してください。

2 試験申込方法

必要事項を記載した①申込書、②小論文の2点を下記担当へ郵送してください。

応募状況や選考の進行状況により、申込を終了している場合がありますので、お申込にあたっては、事前に電話やFAXでご連絡ください。

【送付先】	〒222-0035 横浜市港北区鳥山町1770番地 社会福祉法人 横浜市リハビリテーション事業団 経営部人材開発課 採用担当 あて
【電 話】	045-473-0804(直通)
【F A X】	045-473-0956

(1) 申込書記入上の注意

- ・記載事項に不正があった場合には、採用される資格を失うことがあります。
- ・記入はすべて本人の自筆により、黒のインク又はボールペンを用い、かい書でていねいに書いてください。
- ・試験区分(職種)に間違いがないか必ずご確認ください。
- ・受験番号欄(※印の欄)は記入しないでください。
- ・現住所欄には、本人が同居人の場合は、その同居先を必ず書いてください。
- ・連絡先電話番号欄には、あなたに確実に連絡できる電話番号(携帯電話番号が望ましい)を記入してください。
- ・Eメール欄には、あなたに確実に連絡できるEメールアドレスを記入してください。
(面接の日程調整等でご連絡する場合があります。)
- ・学歴欄及び職歴欄は、指定された順番で、なるべく詳しく記入してください。
- ・写真は、申込の際に、最近3か月以内に撮影した鮮明な写真を申込書写真欄に貼ってください。
- ・資格や免許を有する場合は、資格・免許欄にもれなく記入してください。(取得見込時期を含む。)
- ・受験の際に、車いす用机や手話通訳など何らかの配慮を必要とされる方は、申込時にお申し出ください。(申込書の記入欄に記載してください。)

(2) 小論文について

- ・小論文は、書類選考及び第二次試験の選考資料とします。
- ・記入は指定の論文用紙を使用し、すべて本人の自筆により、黒のインク又はボールペンを用いて、かい書でていねいに書いてください。
- ・小論文のテーマ

試験区分(職種)	テーマ
聴覚障害支援員	これからの聴覚障害者に対する支援に求められること

- ・論文用紙にテーマは記入せず、1行目から論述を始め、枠内の800字以内で記入してください。
- ・試験区分(職種)に間違いがないか必ずご確認ください。
- ・受験番号欄は記入しないでください。

3 申込受付期間

随時受け付けています。

なお、応募状況や選考の進行状況により、申込を終了する場合があります。

4 受験票について

- ・申込受付後、氏名及び受験番号を記載した受験票を送付します。
- ・受験票が届いたら、試験区分及び氏名に誤りがないか、必ず確認してください。
- ・第二次試験当日は必ず受験票を持参、提示していただきますので、紛失、破損のないよう注意してください。

お問合せ・郵送申込先

社会福祉法人 横浜市リハビリテーション事業団 経営部人材開発課 採用担当

〒222-0035 横浜市港北区鳥山町1770番地

Tel. 045-473-0804(直通) Fax. 045-473-0956

(お問合せ時間：土曜・日曜、祝日を除く、午前8時45分から午後5時15分まで)

〔第二次試験会場 案内図〕
横浜市総合リハビリテーションセンター
(横浜市港北区鳥山町1770番地)



〔社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団の紹介〕

1 横浜市総合リハビリテーションセンター(港北区烏山町 1770 番地)

乳幼児から高齢者まで、身体障害・知的障害を問わず、総合的なリハビリテーションサービスを行っています。

《主な部門》

☆総合相談部門

☆診療部門

☆研究開発部門(福祉機器等の研究開発、臨床評価)

☆社会参加・職能評価開発部門

☆地域サービス部門(在宅リハビリテーション)

☆療育・訓練部門

※緑区中山町、神奈川区反町及び金沢区泥亀の 3 か所に、福祉機器の相談等を行う「福祉機器支援センター」があります。

※就学前の児童を対象とした児童発達支援事業所「ぴーす新横浜」があります。

2 障害者スポーツ文化センター横浜ラポール(港北区烏山町 1752 番地)

3 障害者スポーツ文化センターラポール上大岡(横浜市港南区上大岡西 1-6-1)

障害のある人がスポーツ・文化・レクリエーション活動をとおして健康づくりや社会参加を進めることを支援しています。

4 地域療育センター

横浜市内在住の 0 歳から学齢前期(主に小学校期)の児童を対象に、療育に関する相談・診断・訓練を行っています。

- (1) 横浜市戸塚地域療育センター(戸塚区川上町 4 番地 4)
・ぴーす東戸塚(児童発達支援事業所)
- (2) 横浜市北部地域療育センター(都筑区葛が谷 16 番地 3)
・ぴーす中川(児童発達支援事業所)
- (3) 横浜市西部地域療育センター(保土ヶ谷区今井町 743 番地 2)
・ぴーす鶴ヶ峰(児童発達支援事業所)
- (4) よこはま港南地域療育センター(港南区野庭町 631 番地)
・ぴーす港南(児童発達支援事業)